

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第23回】開催

開催日時：令和7年6月27日(金) 10:00,15:00（同日2回開催）

事前アンケートを実施しています

【主な質問】（荷主に対して）トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
（トラック事業者に対して）今収受している運賃は標準的運賃の何割？

※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

（ご提供している情報（一部））

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
- ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
- ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など

運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

（今月のNEWS）改正トラック法（実運送体制管理簿作成・元請情報通知義務）について

多重化構造是正のため、まずは現在の運送体制を明らかにしていただく必要があります。そのためR7.4.1より、**真荷主※1**から貨物重量**1.5トン以上**の運送依頼を受けた**元請トラック事業者**は、「**実運送体制管理簿**」を作成のうえ**1年間保存**し、**荷主の要請により開示**する義務を負うことになりました※2。

【実運送体制管理簿の記載事項】

① 実運送事業者の**商号又は名称** ② 実運送事業者が実運送を行う**貨物の内容及び区間** ③ 実運送事業者の**請負階層**

※1 貨物自動車運送事業法（トラック法）における**真荷主**

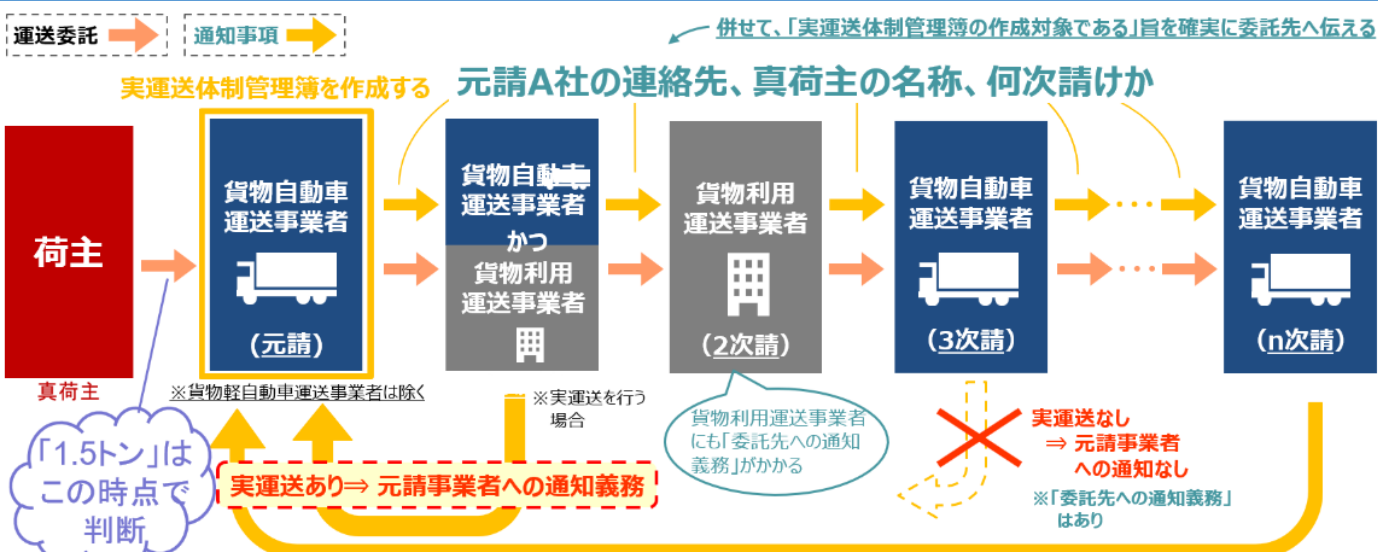
自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。（トラック法12条）

※2 以下の場合は運送ごとの作成は不要（一度作ればよい）

元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合。

（系列化等により下請構造が固定化されている場合（真荷主及び元請事業者がともに、実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態）を想定。）

実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー



実運送事業者の名称/商号、運送区間、貨物の内容、何次請けか

「いつも荷待ちをさせられる」「こんな作業までさせられている」、「運賃交渉に応じない」

などの荷主等に関するお困りごとは、是非**目安箱**に投稿してください。👉



目安箱
投稿用
二次元
バーコード